

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

◇ 告 示 目 次
酪農近代化計画の公表

告 示

鳥取県告示第千三十八号

酪農振興法昭和二十九年法律第百八十二号第二条の三第一項の規定に基づき、昭和五十二年度を目標年度とする農近代化計画を次のとおり定めたので、同法同条第四項の規定により公表する。

昭和四十六年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥 取 県 酪 農 近 代 化 計 画

目 次

I	基 本 構 想	3
II	生乳の生産量の目標	4
III	近代的な酪農経営方式の指標	4
IV	乳牛の飼養規模の拡大に関する事項	5
1	区域別乳牛飼養構造	5
2	経営規模別乳牛飼養構造	5
V	飼料の自給度の向上に関する事項	6
1	飼料生産計画	6
2	草地改良計画	7
VI	集乳および乳業の合理化に関する事項	7
1	集乳の合理化	7
2	乳業の合理化	7
VII	その他酪農の近代化を図るために必要な事項	10
1	指導組織の整備	10
2	乳牛能力の向上	10
3	家畜保健衛生所施設の整備	10
4	道路の整備	10
5	その他必要な事項	10

1 基本構想

県下における酪農の現況は、酪農家率6.5%で水田酪農が主体をなし、漸次多頭化しているが、いまだ零細規模のものもある。乳牛頭数は38年をピークに伸び率は下がったが43年から再び上昇に転じ、45年には15,189頭となった。

本県の昭和44年農業粗生産額は46,024百万円で、米が40.3%、果実13.1%、野菜9.6%、畜産24.0%、その他となつている。このうち酪農粗生産額は2,269百万円で全体の4.9%を占めている。

昭和45年に定めた鳥取県農業振興目標においては大巾な伸長が期待されるのは畜産、果実、野菜、花き、養蚕等で米も現状よりは単位当たり収量の増加により、若干伸びるが農業総生産に占める比率は低下し、代つて畜産物が首位になると見込んでいる。

このため、技術水準の向上、労働生産性の向上等に努め、各地域の特性に応じた作目の集団産地化を進めるとともに、良質で価値ある農産物生産地としての性格を伸ばすこととし、昭和50年における農業粗生産額の目標を48,501百万円と見込み、このうち畜産部門の生産額は42.1%の16,181百万円とした。

本県における酪農の近代化を進める方向としては、酪農近代化基本方針を基調として近代的な酪農経営方式の指標にそつて酪農経営の合理化を図ることとし、経営規模拡大を行なうために機械力の導入による土地生産性及び労働生産性の向上に努め、生産条件に応じた技術水準の向上を図るとともに集送乳および乳業の合理化等流通機構の近代化に努めることとする。

県酪農近代化計画の作成にあつて配慮した事項は次のとおりである。

- (1) 酪農近代化基本方針、関連諸計画を尊重する。
- (2) 生乳生産量の目標の設定に当つては、乳牛の能力向上を考慮するとともに、乳牛頭数については、前項(1)および鳥取県農業振興目標ならびに市町村農業振興目標等を考慮する。
- (3) 近代的な酪農経営の指標については、前(1)項および経営規模の拡大、自給飼料生産の効率化、経済性の高い乳牛の増殖、技術水準の向上に努め酪農による所得の増大を図ることとする。
- (4) 草地改良については、草地開発基本調査を尊重する。
- (5) 集乳経費の引き下げを図るため集乳路線の整備を促進する。
- (6) 市乳化の促進を図るとともに、市乳処理施設等の整備を促進する。
- (7) 肉用牛振興計画を考慮する。

II 乳生の生産数量の目標

区域名	区域の範囲	現在 (45年)				目標					
		総頭数	成牛頭数	経産牛数	経産牛1頭当りの年間産乳量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当りの年間産乳量		
東部	鳥取市・岩美郡 気高郡・八頭郡	2,354 頭	1,665 頭	1,520 頭	4,677 kg	7,115 t	3,160 頭	2,235 頭	2,026 頭	4,800 kg	9,725 t
中部	倉吉市・東伯郡	6,590	4,622	4,070	4,583	18,652	8,180	5,735	4,930	4,800	23,665
西部	米子市・境港市 西伯郡・日野郡	6,245	4,395	3,630	4,447	16,141	8,660	6,030	5,085	4,800	24,410
計		15,189	10,682	9,220	4,545	41,908	20,000	14,000	12,041	4,800	57,800

III 近代的な酪農経営方式の指標

方式名	1. 飼養頭数規模 (経産牛頭数)	2. 酪農部門投下 労働1時間当り の生乳生産量	3. 経産牛1頭当 りの飼養管理労働 時間	4. 飼料作10a当 りの労働時間	5. 飼料作10a当 りの養分生産量 (TDN換算)	6. 飼料自給率 (TDN換算)	備考
水田酪農経営	10 頭以上	20.2 kg以上	179 時間以下	47 時間以下	1,659 kg以上	60 %以上	東部、中部、西部
水田畑地酪農経営	20	23.9	142	43	1,803	65	東部、中部、西部
専門畑地酪農経営	30	27.8	123	33	1,735	70	中部、西部

IV 乳牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 区域別乳牛飼養構造

区域名	総農家数 (A)	飼養農家数 (B)	乳牛頭数		計 (D)	普及率 (B)/(A)	経産牛率 (C)/(D)	1戸当たり 飼養頭数 (D)/(B)	飼養農家数 (B)	乳牛頭数		計 (D)	経産牛率 (C)/(D)	1戸当たり 飼養頭数 (D)/(B)
			経産牛 (C)	未経産牛						経産牛 (C)	未経産牛			
			頭	頭						頭	頭			
東 部	21,679	536	1,520	834	2,354	2.5%	64.6%	4.4	370	2,026	1,134	3,160	64.1%	8.5
中 部	14,860	1,575	4,070	2,520	6,590	10.6%	61.8%	4.2	1,085	4,930	3,250	8,180	60.3%	7.5
西 部	20,124	1,519	3,630	2,615	6,245	7.4%	58.1%	4.1	1,045	5,085	3,575	8,660	58.7%	8.3
計	56,663	3,630	9,220	5,969	15,189	6.4%	60.7%	4.2	2,500	12,041	7,959	20,000	60.2%	8.0

2 経営規模別乳牛飼養構造

区 分	総飼養戸数 (A)	子牛のみの 飼養戸数 (A)	成 牛 飼 養 頭 数					規 模 別 戸 数	計	飼 養 頭 数 (B)	1 戸 当 た り 飼 養 頭 数 (B)/(A)		
			1~4頭	5~9	10~14	15~19	20~29					30~39	40~49
現在 (45年2月)	3,630	327	2,676	508	86	24	6	3	—	—	3,303	15,189	4.2
目 標	2,500	100	1,500	500	250	100	30	12	6	2	2,400	20,000	8.0

V 飼料の自給度の向上に関する事項

1 飼料生産計画

区域名	区分	現 在 (昭和45年)						目 標						備 考
		飼料生産 牧草畑	飼料生産 牧草地	飼料用作物 收穫面積	野草地 公共草地	野草地 公共草地	経産牛1 頭当りの 給与量	飼料生産 牧草畑	飼料生産 牧草地	飼料用作物 收穫面積	野草地 公共草地	野草地 公共草地	経産牛1 頭当りの 給与量	
東 部	面 積 (ha)	45	121	1,096	3,113	65	75	784	1,360	2,490	515		(TDN)	
	生 産 量 (t)	1,800	4,840	39,456	15,565	1,950	3,825	35,280	62,560	12,450	23,175		畑 10.4	
	TDN換算量 (t)	187	542	3,196	2,319	218	398	3,951	5,067	1,855	2,596		牧 11.2	
	乳牛仕向TDN (t)	149	434	2,090	464	174	318	2,066	1,032	371	2,077	2,300kg	飼 8.1	
中 部	面 積 (ha)	301	165	2,944	2,554	61	410	293	3,652	2,040	231		野 14.9	
	生 産 量 (t)	12,040	6,600	105,984	12,770	1,830	24,990	13,185	167,992	10,200	10,395		公 .211	
	TDN換算量 (t)	1,252	739	8,585	1,903	285	2,599	1,477	13,607	1,520	1,164			
	乳牛仕向TDN (t)	1,001	591	8,130	381	164	2,079	1,182	11,763	304	931	2,300kg		
西 部	面 積 (ha)	388	484	3,663	7,619	216	635	571	4,544	6,100	216			
	生 産 量 (t)	15,520	19,360	131,868	38,095	6,480	32,385	25,695	209,024	30,500	9,720			
	TDN換算量 (t)	1,614	2,168	10,681	5,575	726	3,368	2,878	16,931	4,545	1,089			
	乳牛仕向TDN (t)	1,290	1,734	4,880	1,135	582	2,694	2,015	9,318	909	871	2,300kg		
面 積 (ha)	734	770	7,703	13,286	342	1,200	1,648	9,556	10,630	962				

計	生産量(t)	29,360	30,800	277,308	66,430	10,260	61,200	74,160	439,576	53,150	43,290		
	TDN換算量(t)	3,053	3,449	22,462	9,897	1,149	6,365	8,306	35,605	7,919	4,849		
	乳牛仕向TDN(t)	2,440	2,759	15,100	1,980	920	1,900kg	5,091	5,263	22,113	1,584	3,879	2,300kg

2 草地改良計画

区域名	現在年度(昭和45年)当初現有草地面積				改良内草地積	現在年度(昭和45年)から目標年度当時まで事業実施面積			
	補助事業	その他	計	計		補助事業	その他	計	計
東部	186	—	186	2,299	450	—	450		
中部	226	—	226	298	175	—	175		
西部	700	—	700	87	80	—	80		
計	1,112	—	1,112	2,684	705	—	705		

Ⅵ 集乳および乳業の合理化に関する事項

1 集乳の合理化

昭和45年における集乳の状況は、集乳路線92路線、1,154kmで集乳所は3カ所、クーラーেশヨンは9カ所となっており、酪農団体は専門農協1、農協連合会1、総合農協1、任意組合2の5団体となっている。

(1) 集送乳機構の整備

指定生乳生産者団体を中心として関係団体間との調整を図りつつ、集送乳機構の整備を図るとともに、集送乳事業の一元化に努める。これにより集送乳経費の引下げを図る。

(2) 集送乳事業の合理化

酪農家にクーラーを導入することにより、生乳の品質保持と集送乳事業の合理化に努める。

地域名	現 在 (昭和45年)		目 標												
	集 乳 所 数	1集乳所当たり 乳量	ク ー ラ ー ス テ ー シ ョ ン 数	1ク ー ラ ー ス テ ー シ ョ ン 当 たり 乳 量	集 乳 所 新設数	集 乳 所 拡張数	現 況 の ま	集 乳 所 新設数	集 乳 所 拡張数	現 況 の ま	集 乳 所 新設数	集 乳 所 拡張数	現 況 の ま	ク ー ラ ー ス テ ー シ ョ ン 数	1ク ー ラ ー ス テ ー シ ョ ン 当 たり 乳 量
東 部	0	—kg/日	3	6,490kg/日	—	—	0	0	—	—	1	—	2	3	16,470kg/日
中 部	0	—	3	18,830	—	—	0	0	—	—	1	—	2	3	29,850
西 部	3	4,000	3	13,140	—	—	3	3	—	—	2	—	1	3	24,150
計	3	4,000	9	12,750	—	—	3	3	—	—	4	—	5	9	24,370

2 乳業の合理化

昭和45年における乳業者数は12業者あり、このうち日量2,000kg以上を処理している業者は4業者で、他の8業者はこれ以下である。乳製品加工施設を有している業者は2業者で、他の10業者は飲用牛乳、乳飲料を製造している。

(1) 乳業施設の整備

県内における飲料牛乳の消費拡大と京阪神地区の飲用向生乳の出荷に対処するための施設を整備する。整備の方向としては、飲用牛乳生産施設の近代化、特にノンエイ化を促進する。

(2) 乳業経営の合理化

市乳部門の比重を増大させる方向へ誘導するとともに、零細市乳処理業者の統合を促進することに努める。

地域名	工場名	現			在 (昭和45年)			目			標	合 理 化 事 項
		生乳処理量	製造品目別生産量	主要機械設備の名称および能力別合数	生乳処理量	製造品目別生産量	合 理 化 事 項					
東 部	小 計 (6)	飲用牛乳	9,68kg	充填機	246	ℓ/時	1台	14,800kg	飲用牛乳	12,87kg	ワンウェイ化に努める	
		その他		”	600	ℓ/時	4台					
中 部	小 計 (3)	飲用牛乳	20kg	充填機	400	ℓ/時	1台	61,200kg	飲用牛乳	46,46kg	ワンウェイ化に努める	
		粉乳	1,060kg	”	900	ℓ/時	2台					
		れん乳	2,380kg	”	1,500	ℓ/時	1台					
		バター	270kg	”	2,400	ℓ/時	1台					
		アイスクリーム	2kg	乾燥機	600	kg/時	1台					
				濃縮機	5,600	kg/時	1台					
西 部	小 計 (4)	飲用牛乳	12,8kg	充填機	500	ℓ/時	1台	43,240kg	飲用牛乳	17,9kg	ワンウェイ化に努める	
		れん乳	6,820kg	”	1,200	ℓ/時	1台					
		バター	15kg	濃縮機	5,600	kg/時	1台					
県 計	合 計 (13)	飲用牛乳	42,48kg					119,240kg	飲用牛乳	77,23kg		
		粉乳	1,060kg									
		れん乳	9,200kg									
		バター	285kg									
		アイスクリーム	2kg									

(注) 生乳処理量、製造品目別生産量は平均1日あたりの量である。

Ⅶ その他酪農の近代化を図るために必要な事項

- 1 指導組織の整備
指定生乳生産者団体の指導部門の強化を図り、酪農諸団体との調整を進めつつ指導の一元化を推進する。
- 2 乳牛能力の向上
優良種雌牛のけい養、繁殖成績の向上、優良雌牛の保留等に努め、能力の向上を図る。また、優良種雌牛を県でけい養し、その改良を図るとともに生産子牛の計画的払下げを図る。
- 3 家畜保健衛生所施設の整備
県下3カ所に統合した家畜保健衛生所と家畜病性鑑定所を省令で定められた設置基準により整備する。
- 4 道路の整備
国道、県道の整備は大部分終了しているが、さらに集送乳路線に係する道路の補修整備に努める。
- 5 その他必要事項
 - (1) 農業構造改善事業、その他基盤整備事業の円滑な実施を図る。
 - (2) 飼料栽培技術、飼養管理技術の向上を図るため、試験研究の充実と普及の徹底に努める。
 - (3) 育成牧場の設置に努める。
 - (4) 集団的に裏作利用を図るため、契約栽培を助長するとともに、草地および裏作利用による粗飼料の流通化を図る。